

# プラスチック製容器包装の再商品化 入札制度等の見直しの方向性

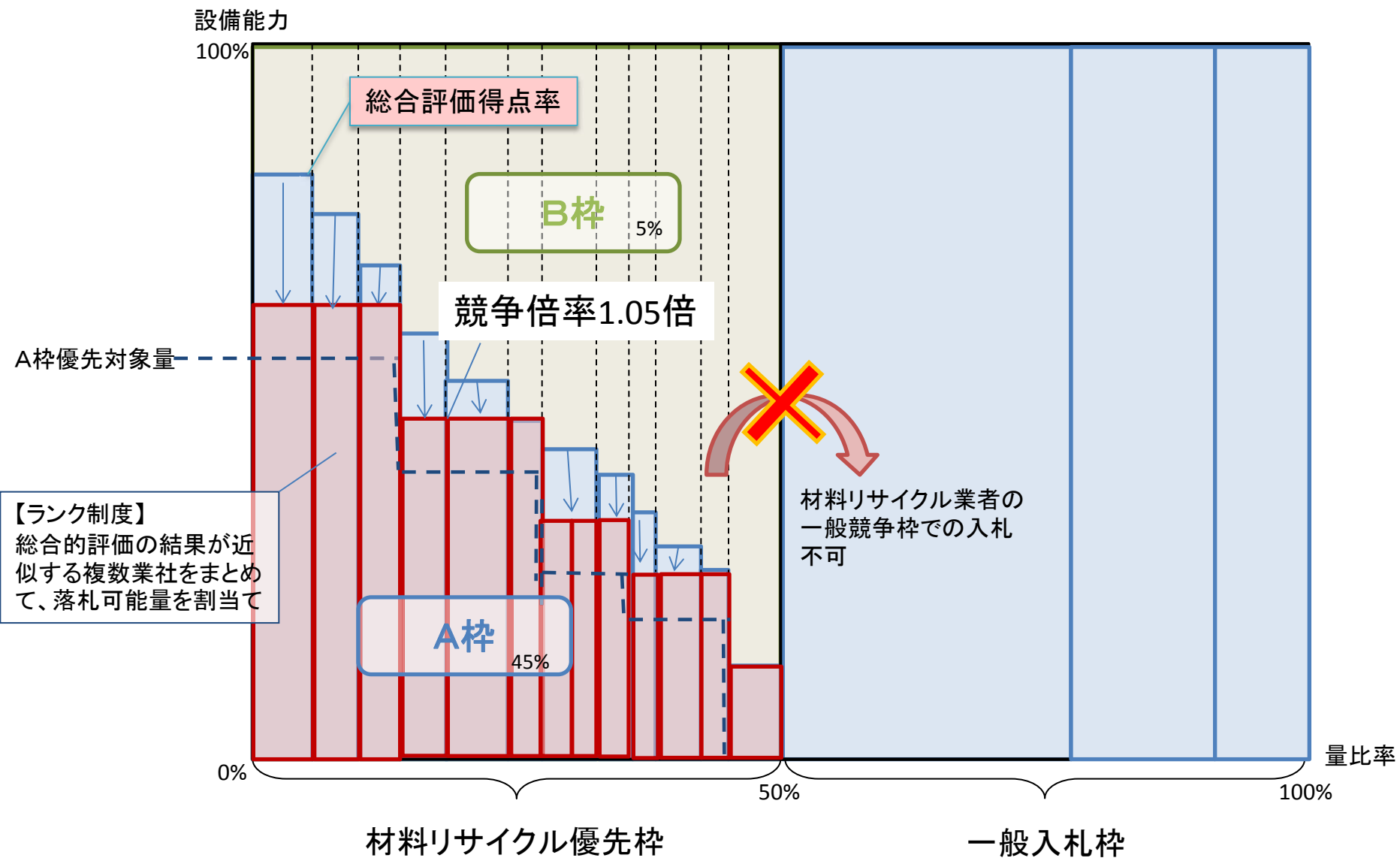
平成28年11月

環境省

経済産業省

# 現行のプラスチック製容器包装に係る再商品化入札制度 (平成21年度～)

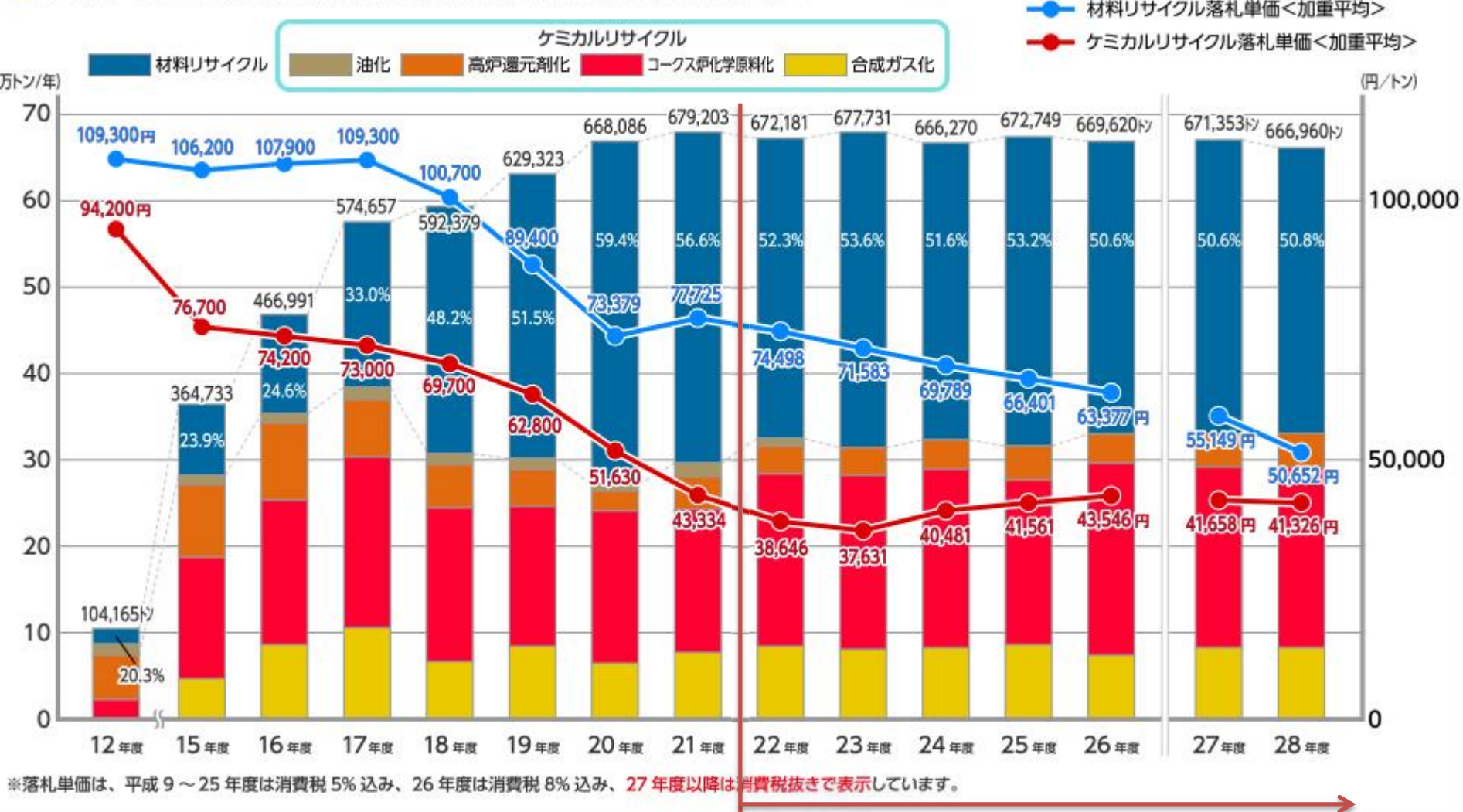
## <イメージ図>



# プラスチック製容器包装の再商品化手法ごとの落札量及び構成比の推移

○ 現行制度の運用以降、材料リサイクルの落札単価は一貫して下落傾向。

■ プラスチック製容器包装 再商品化手法別落札量構成比、落札単価の推移（白色トレイを除く）



現行制度

出典：日本容器包装リサイクル協会HP

# プラスチック製容器包装の入札倍率（平成28年度）

- 優先枠の入札倍率が一般枠よりも高くなっている。  
特に優先B枠における入札倍率が大幅に高いものとなっている（落札単価：約15,000円/t）。

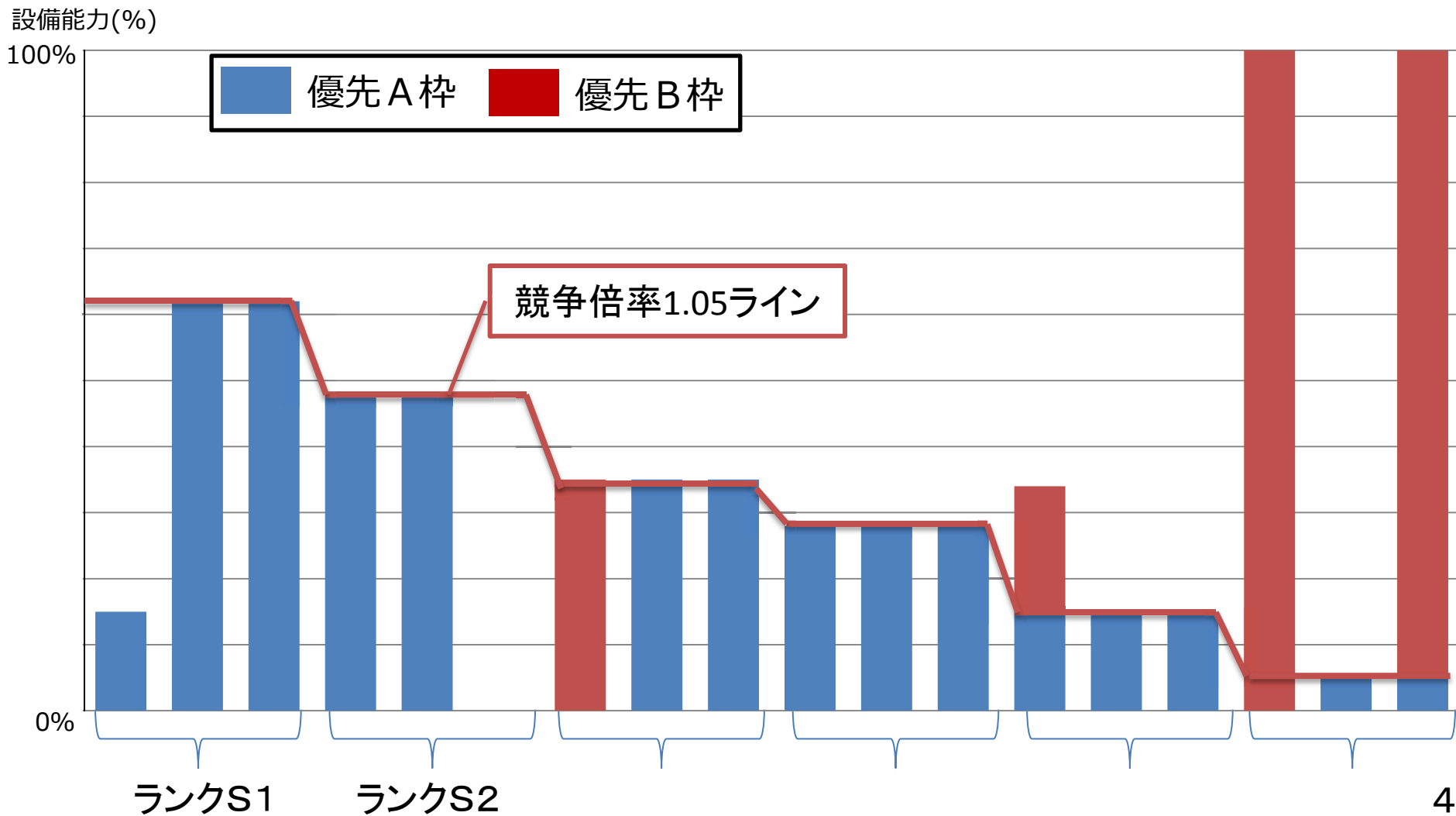
	入札対象量	落札可能量	入札倍率
優先A枠	300,132t	315,139t	1.05 (1.05)
優先B枠	33,348t	515,281t	15.45 (14.36)
(優先枠全体)	333,480t	830,420t	平均2.49 (2.38)
一般枠	333,480t	340,440t	1.02 (1.10)
合計	666,960t	1,170,860t	1.76 (1.74)

※(数値)は昨年の入札倍率

# 現行制度における材料リサイクル事業者の落札傾向

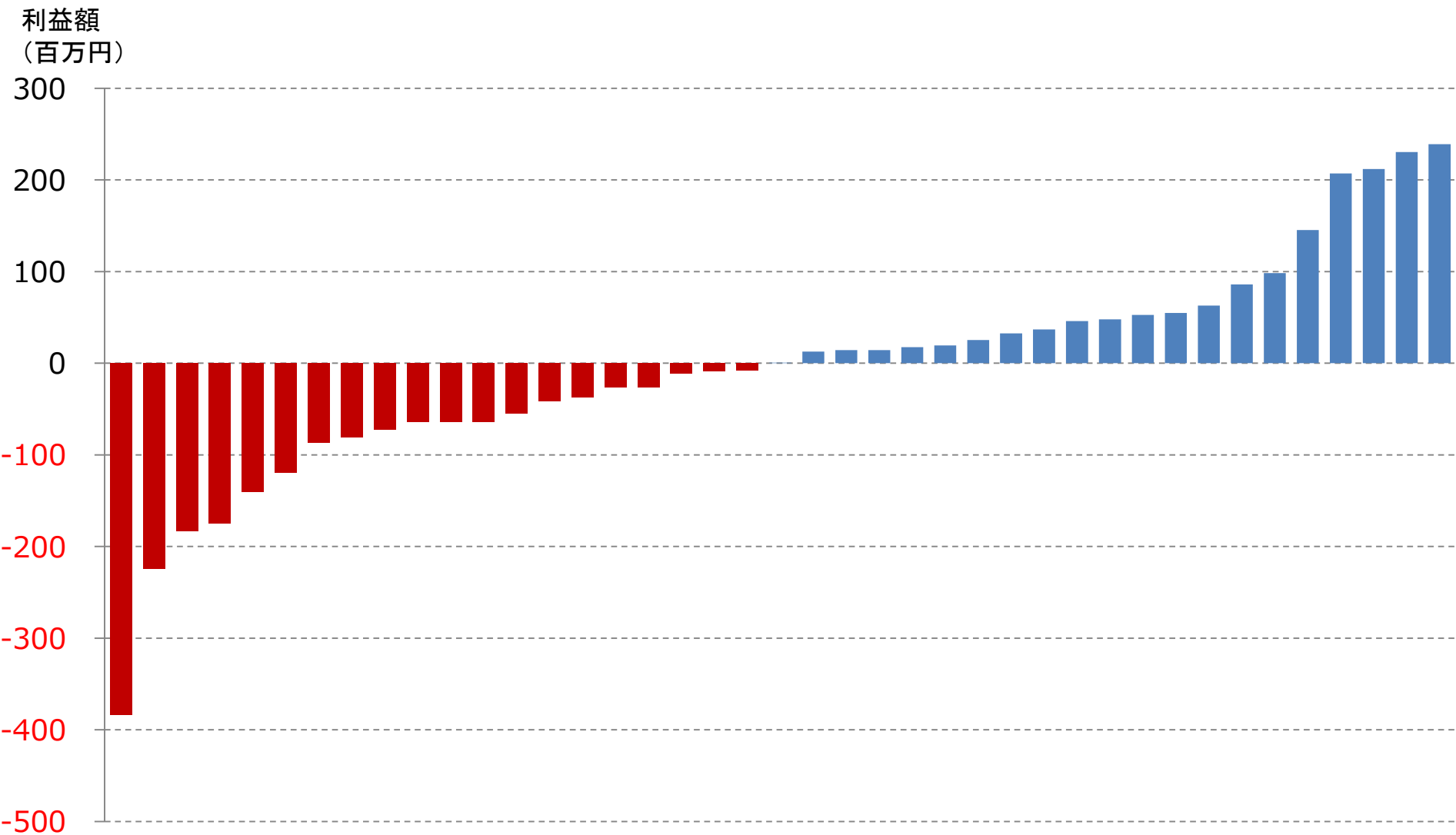
○ ランク上位から中位の事業者が優先A枠で落札できないケース、  
ランク下位の事業者や優先A枠で落札できなかった事業者がB枠で落札するケースが見受けられる。

<イメージ図>



# 材料リサイクル事業者 事業収益見通し（平成28年度）

○ 全事業者中、半数の事業者が単年度収支で赤字を見込んでいる。



出所：材料リサイクル事業者から指定法人に提出された収支見通し報告書を基に作成

## 【平成28年度5月 産構審・中環審・合同会合報告書】

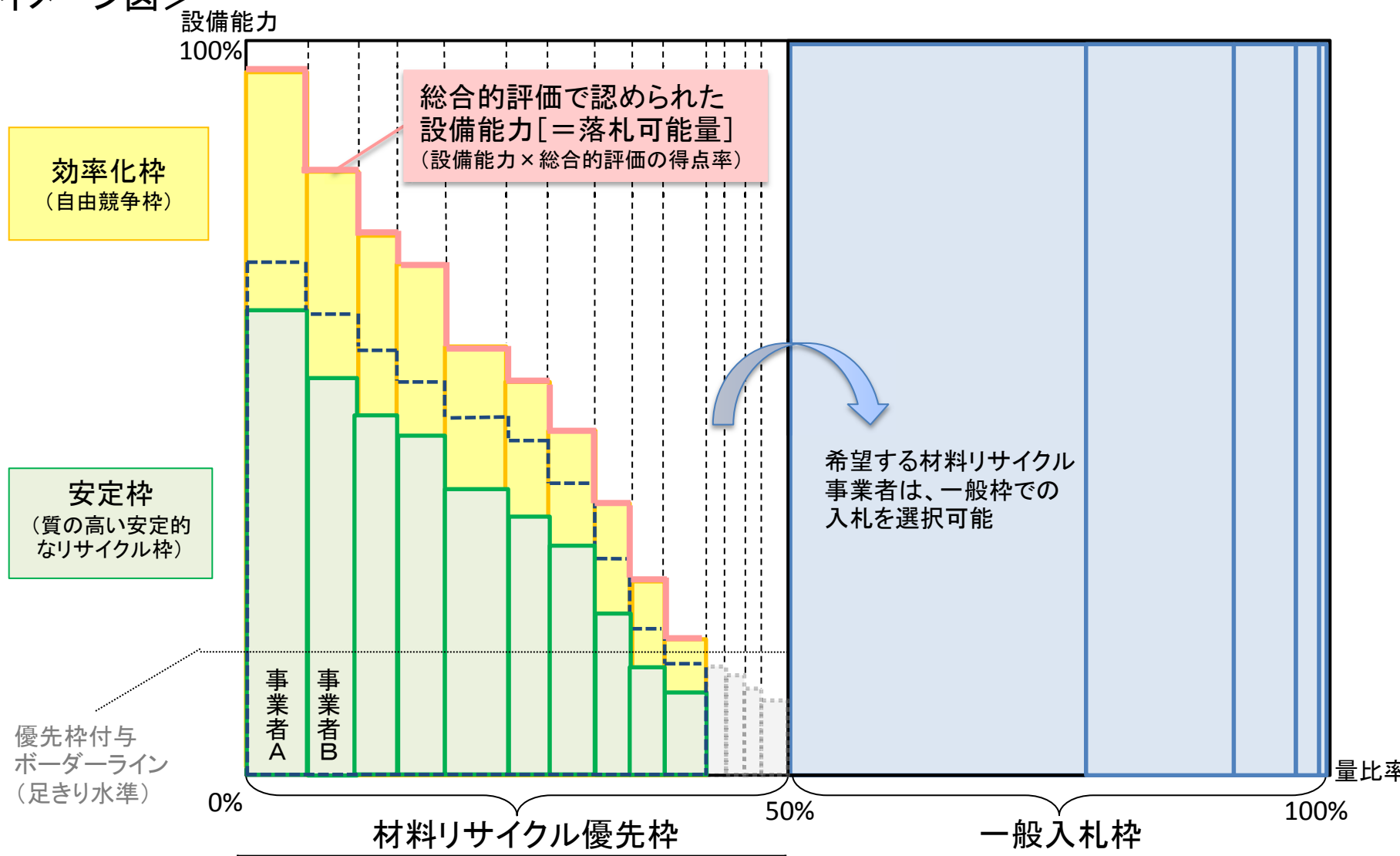
優良な事業者が事業の先行きを見通して、安定して投資を継続し、ポテンシャルを伸ばし、健全な競争ができるよう、再商品化手法の特徴と再生材市場に応じた環境を整備することが必要である。

### ＜考えられる施策の例＞

- ・ 総合的評価制度について、再生材の質の向上に寄与する項目への配点を重くすることや、再生材の質の向上に直接関わらない項目の廃止等の評価項目の絞り込み等、評価項目の重点化を早急に行うとともに、品質管理手法の評価については、第三者認証を活用する等の深化を図る方向で見直すべきである。
- ・ 再商品化事業者が、市況変動にも対応した健全な競争環境の下で、製品や製造の研究開発等の促進を通じ、素材産業化を目指す製造事業者として成長できる環境を整備すべきである。このため、一定の競争倍率を設定している現行の入札制度（設備能力に対して決められる落札可能量を制限や、材料リサイクル優先A枠に一定の競争倍率を設定等）よりも、優良な事業者がよりポテンシャルを伸ばせるような優れた入札制度を目指した検討を早急に行うべきである。

# プラスチック製容器包装に係る再商品化入札制度等の見直しの方向性 (平成29年度～)

## <イメージ図>



材料リサイクル  
優先処理量  
(平成28年度は約33万トン)

- ・厳格な上限価格、最低価格の設定
- ・費用の透明化(処理費等応札根拠の確認)

・リサイクルの透明化(再商品化製品利用製品の用途の確認)



# プラスチック製容器包装に係る再商品化入札制度等の見直しの方向性（詳細説明）

## 【落札可能量】

総合的評価で認められた設備能力（設備能力×総合的評価の得点率）を各事業者の落札可能量とする。  
（ランク制度の廃止）

## 【安定枠・効率化枠】

質の高い安定的なリサイクルを促進するため、総合的評価で認められた設備能力のうち一定割合を、安定枠とする。  
安定枠と他の部分（効率化枠）は一括応札し、応札価格の安いものから安定枠→効率化枠の順に落札する。  
（優先A枠[競争倍率1.05倍]及びB枠の廃止）

## 【優先枠付与ボーダーライン】

総合的評価の得点率に足きり水準を設け、これを下回った場合、優先枠は付与しない。

## 【厳格な上限価格、最低価格】

材料リサイクルの適正価格を担保するため、厳しい上限価格と最低価格を設定し、これを超える応札は無効とする。

## 【費用の透明化】

材料リサイクル優先の応札に際して、処理費、輸送費、再商品化製品の販売額等の応札根拠を確認する。

## 【リサイクルの透明化】

手間やコストを負担する消費者、市町村、特定事業者の理解の向上を図るため、競争に係る情報の開示により再商品化製品の利用が阻害されないよう十分に留意しながら、再商品化製品利用製品の用途の透明化を図る。

## 【経過措置】

これまでの自由競争量から大きく変化することのないよう、激変緩和措置を設ける。

## 【総合的評価制度】

材料リサイクル事業者の意見や実態を十分に踏まえ、公正かつ厳格な制度及び運用とする。（平成29年度以降）

## プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめ

(平成22年10月 中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会及び産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合)

「一部のケミカルリサイクル手法について、燃料利用との比較でその位置付けに議論があったが、高炉還元剤化手法は微粉炭等を代替するプラスチック製容器包装が鉄鉱石中の酸素を奪うための化学原料として用いられており燃料利用と区別して扱うことでよいと考えられるものの、油化手法やガス化手法のうち生成された油やガスをそのまま燃焼させているものについては燃料利用と同等に扱うことが適当であるとも考えられるところ、この点についても容リ法の次期見直しの際に最終的な結論が得られるよう、十分に議論をしていくことが必要である。」



ガス化手法のうち生成されたガスをそのまま燃焼させているものの取扱いについては、この取りまとめを踏まえ、最終的な結論が得られるよう、今後、十分に議論していくことが必要であることは、従前のとおり。